

競争的研究費等の直接経費から研究代表者（PI）等の人件費支出についての活用方針

（令和5年12月23日学長決裁）

本活用方針は、競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、島根大学（以下「本学」という。）が、競争的研究費等の直接経費から、研究代表者（PI：Principal Investigator）等（以下「研究代表者等」という。）の人件費を支出する制度（以下「本制度」という。）を運用するに当たり、確保した経費による研究人材、研究資金及び研究環境の強化を図ることを目的として策定する。

（目標）

第1条 研究代表者等の人件費を競争的研究費等の直接経費から支出することにより確保した資金を、本学の研究力向上のため、研究者が研究に専念できる環境の整備や若手研究者に対する重点的な支援等のために活用することを目標とする。

（定義）

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「競争的研究費」とは、各府省の資金配分機関の公募により配分される競争的研究費をいう。
- 二 「競争的研究費等」とは、競争的研究費、共同研究費、受託研究費（受託事業費を含む。）及び研究助成金をいう。ただし、各府省の資金配分機関、契約相手方及び研究助成団体が本制度の適用を認めているものに限る。
- 三 「直接経費」とは、競争的研究費等により配分される経費のうち、直接研究に必要な経費として研究者が使用する経費をいう。
- 四 「研究代表者等」とは、当該競争的研究費等により実施する研究の研究代表者及び研究分担者（資金配分機関が認める競争的研究費等に限る。）をいう。
- 五 「部局」とは、部局を定める規程（令和2年島大規則第97号）第2条に定めるものをいう。

（目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策）

第3条 第1条に規定する目標を達成するため、本学は、本制度の運用により得られる人件費相当額を、次の各号に定める使途に用いる。

- 一 研究代表者等の処遇の改善（手当によるものを含む。）
- 二 研究力向上に用いる支援経費（研究代表者等、大学全体または研究代表者等が所属する部局のいずれかまたは組み合わせを支援の対象とする。研究代表者等の人件費を直接経費から支出する競争的研究費等で実施する研究（以下「当該研究」という。）への支援を除く。）
 - イ 若手研究者や研究支援人材（技術職員等）の雇用
 - ロ 博士後期課程学生等の処遇の改善
 - ハ 将来研究者を目指す高校生、学部学生または修士課程（博士前期課程を含む。）学生の研究支援
 - ニ 若手研究者のスタートアップ支援
 - ホ 当該研究からスピントウトした研究への支援
 - ヘ 共用設備等の維持管理及び利用料等への支援
 - ト その他学長が研究力向上につながると認めたもの

（留意事項等）

第4条 この方針に基づき、活用する財源については、次の各号に掲げる事項に留意する。

- 一 直接経費の使途は、研究費を獲得した研究者が主体的に判断するものであり、研究者の person 費を競争的研究費等の直接経費から支出することを本学が強制するものではない。
- 二 本活用方針については、本学の研究者の意向等も踏まえ、適宜見直しを行うものとし、本制度の目標が達成できるよう取り組む。
- 三 本制度の目標を達成するため、本学が行う多様で優秀な人材を惹きつける魅力ある人事給与マネジメントの改善と一体的に取り組む。
- 四 本活用方針に基づき実施する内容や、運用方法についての詳細は、別に定める。
- 五 研究代表者等が所属する部局の長は、研究代表者等のエフォートを適切に管理し、研究代表者等が当該研究活動に専念できるよう、業務の軽減等により研究時間の確保を図る。

附 則

この方針は、令和5年12月23日から実施する。